

やまがた子育て・介護応援いきいき企業総合支援事業実施要綱

平成 31 年 4 月 1 日制定

1 趣 旨

“女性の活躍推進”や“仕事と家庭の両立支援”等に積極的に取り組んでいる企業等を募集し、「やまがた子育て・介護応援いきいき企業」として、取組みの段階に応じて県が登録・認定し、区分に応じた総合的な支援措置を講じることで、県内企業等における男女共同参画の推進や仕事と子育てや介護等の家庭との両立支援への意欲を喚起し、もって男女共同参画社会づくり及びワーク・ライフ・バランス等の推進に資する。

2 対 象

本事業の対象となる「企業等」とは、県内に活動拠点を有する企業、事業所、法人、団体等とする（国及び地方公共団体を除く）。

3 登録・認定要件

知事は、(1)～(3)の要件を全て満たす企業等を、「やまがた子育て・介護応援いきいき企業」として登録・認定する。

(1) 以下のいずれかに該当すること

【宣言企業】（平成 31 年度以降は新規募集を行わない）

5つの認定基準のうち、2つ以上に取り組む計画がある企業等

【実践(ゴールド)企業】

5つの認定基準のうち、2つ以上に取り組んでいる企業等

【優秀(ダイヤモンド)企業】

5つの認定基準のうち、4つ以上に取り組んでいる企業等(基準Ⅰ、Ⅱは必須)

《認定基準》

Ⅰ 女性の活躍推進

Ⅱ 仕事と家庭の両立支援

Ⅲ 出産・育児・介護等により退職した女性の再雇用等

Ⅳ 男女ともに働きやすい職場づくり

Ⅴ 県民の結婚支援・子育て支援・若者応援・地域貢献

※ 詳細は、別紙「やまがた子育て・介護応援いきいき企業認定基準」による

(2) ワーク・ライフ・バランス推進員を設置すること

※ 詳細は、「ワーク・ライフ・バランス推進員制度実施要領」による

(3) 次の各号のいずれにも該当しないこと

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

ロ 暴力団員等（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員及び暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者をいう。以下同じ。）

ハ 役員等（法人である場合にはその役員、その支店又は営業所の代表者その他これらと同等

の責任を有する者を、法人以外の団体である場合には代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。)が暴力団員等であるもの

ニ 暴力団又は暴力団員等が経営に実質的に関与しているもの

ホ 自己、その属する法人若しくは法人以外の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的を持って、暴力団又は暴力団員等をりようしているもの

ヘ 暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与しているもの

ト その他暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有するもの

4 認定方法

- (1) 認定を希望する企業等は、様式第1号に必要事項を記入し、チェックリスト及び必要書類を添付の上、山形県子育て推進部若者活躍・男女共同参画課あて郵送（電子メールやFAXも可）又は持参するものとする。
- (2) 知事は、応募のあった企業等について、原則として書類審査及び実地審査を行い、認定の可否を決定し、決定通知等を送付する。

5 認定時期等

募集期間は、毎年度5月から2月までとする。

毎年度7月、9月、11月、1月及び3月に、その前月末日までに県が応募用紙を受理した企業等について、「やまがた子育て・介護応援いきいき企業」として認定する。

但し、応募企業より早急に認定を受けたい旨の申し入れがあった際は、その都度、認定を行うことができる。

6 有効期間

宣言企業

平成32年度末まで

実践（ゴールド）企業、優秀（ダイヤモンド）企業

認定の日から3年を経過した日まで

7 公表

登録・認定企業の取組みについては、県のホームページ及び各種広報等により、広く県民に公表する。

8 支援措置

登録・認定企業からの申請に応じて、次の支援措置を実施する。但し、(2)の支援措置においては、山形労働局が実施する類似の助成を受けている企業等は対象外とする。

(1) 登録・認定マークの使用

(2) 奨励金の交付

「やまがた子育て・介護応援いきいき企業総合支援事業奨励金交付要綱」に基づき実施する。

- (3) 「ワーク・ライフ・バランス推進員」設置のぼり旗の配付
- (4) ワーク・ライフ・バランスに関する冊子等の配付
- (5) 県産業活性化支援資金（山形県商工業振興資金融資制度）における優遇金利の適用
※詳細は、「山形県商工業振興資金融資制度要綱」による。
- (6) 働き方改革推進支援資金（地公体推進施策関連）における特別利率の適用（日本政策金融公庫融資制度）
※詳細は、日本政策金融公庫「働き方改革推進支援資金」制度による。
- (7) 県競争入札参加資格者名簿（建設工事）における発注者別評価点の加点
山形県の平成 31・32 年度競争入札参加資格者名簿（建設工事）における発注者別評価点について加点する。（5 点）
※実践（ゴールド）企業、優秀（ダイヤモンド）企業のみ
※新たに平成 31・32 年度の資格者名簿への登載に係る資格審査申請を行う場合が対象
- (8) 女性活躍企業応援融資における特別利率の適用（荘内銀行・日本政策金融公庫協調融資）
※詳細は、荘内銀行・日本政策金融公庫連携「女性活躍企業応援融資」制度による。
※実践（ゴールド）企業、優秀（ダイヤモンド）企業のみ
- (9) 優秀（ダイヤモンド）企業盾の交付
※優秀（ダイヤモンド）企業のみ
- (10) 各市町村での支援措置の適用
以下の市町村において、支援措置を受けることができる。
なお、支援措置の適用にあてっては、別途該当市町村での手続きが必要となる。

市町村名	支援措置の内容
山形市	平成 31・32 年度の競争入札参加資格者名簿(建設工事)における発注者別評価点について、資格審査基準日(平成 31 年 1 月 31 日)において、実践(ゴールド)企業に対し 5 点、優秀(ダイヤモンド)企業に対し 10 点加点する。
上山市	「次世代育成支援対策推進法」で認定、または「やまがた子育て・介護応援いきいき企業」として登録・認定されている企業で市内に事業所がある中小企業に対し、正社員が産休・育休を取得の上復帰した場合に交付する。 (対象企業) 製造業、製造関連卸売業、運送業、倉庫業、建設業、旅館業 (補助条件) 市内事業所に勤務する女性従業員に連続して 6 か月以上の育児休業を取得させた後、平成 31 年度内に対象従業員が復職していること。 (補助金額) 1 人あたり 10 万円
山辺町	「競争入札参加者名簿（建設工事）」における発注者別評価点を 2 点加点。 ※実践（ゴールド）企業、優秀（ダイヤモンド）企業のみ
新庄市	I. 指名競争入札参加資格者名簿における主観的審査事項の評定について、実践（ゴールド）企業に対し 3 点、優秀（ダイヤモンド）企業に対し 5 点加点する。 II. 奨励金の交付 ※実践（ゴールド）企業および優秀（ダイヤモンド）企業のみ ① 男性社員が 7 日以上の子育て休業を取得し、子育て休業期間が平成 30 年 4 月 1

	<p>日以後に満了しており、その後6ヶ月以上雇用されている社員がいる企業（1回に限り、10万円）</p> <p>② 小学校就学前の子を養育する女性を平成30年4月1日以後に正社員として雇用し、6ヶ月以上雇用されている社員がいる企業（3回まで、10万円）</p> <p>③ 雇用している女性正社員のうち、子が満1歳になる前日まで連続して育児休業を取得し、育児休業期間が平成30年4月1日以後に満了しており、かつ育児休業期間満了後6ヶ月以上雇用されている社員がいる企業（1回に限り、20万円）</p> <p>Ⅲ. トップランナーとなる企業の取組をPR ・新庄市公式ホームページや市の広報での掲載</p>
真室川町	町が実施する事業においてプロポーザル方式を採用した場合に、実践（ゴールド）企業及び優秀（ダイヤモンド）企業に対し、加点措置する。
鶴岡市	<p>I. 実践（ゴールド）企業及び優秀（ダイヤモンド）企業に対し、平成32・33年度の鶴岡市建設工事指名競争入札参加者名簿における発注者別評価点を10点加点する。</p> <p>Ⅱ. 平成31年度鶴岡市中小企業ものづくり振興事業補助金の審査において、やまがた子育て・介護応援いきいき企業認定状況を勘案する。</p>
酒田市	<p>I. 建設工事の入札において総合評価落札方式を採用した場合に、やまがた子育て・介護応援いきいき企業のうち宣言企業に対し0.5点、実践（ゴールド）企業及び優秀（ダイヤモンド）企業に対し、1点加点措置する。</p> <p>Ⅱ. 「酒田市女性応援ポータルサイト」でトップランナーとなる企業をPRする。</p> <p>Ⅲ. 産業振興まちづくりセンターの女性活躍支援員が、市内事業所や団体に対して、「やまがた子育て・介護応援いきいき企業」の登録・認定にかかる申請手続きを支援する。</p>

9 変更の届出

次の事項に変更があった場合は、様式第2号により、知事に届け出るものとする。

- (1) 名称
- (2) 所在地
- (3) 代表者の氏名
- (4) ワーク・ライフ・バランス推進員の所属、氏名等

10 辞退の届出

登録の意思を失った際は、様式第3号により、知事に届け出るものとする。

やまがた子育て・介護応援いきいき企業認定基準

《認定区分》

【宣言企業】（平成 31 年度以降は新規募集を行わない）

5つの認定基準のうち、2つ以上に取り組む計画がある企業等

【実践(ゴールド)企業】

5つの認定基準のうち、2つ以上に取り組んでいる企業等

【優秀(ダイヤモンド)企業】

5つの認定基準のうち、4つ以上に取り組んでいる企業等(基準Ⅰ、Ⅱは必須)

《認定基準》

Ⅰ 女性の活躍推進

～女性を積極的に管理職等に登用している企業～

以下のうち1つ以上に該当すること。

ア 管理職（課長職以上 役員を含む）のうち、女性が15%以上在籍している

イ 役職（係長職、現場責任者、リーダー等）のうち、女性が25%以上在籍している

ウ 女性の活躍を推進する旨公表し、従業員にも周知している

（例：経営方針や年度方針に女性の活躍を推進する旨明記、ポジティブアクションに取り組んでいる、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定・周知・公表（※300人以下企業のみ）、えるぼし企業に認定されている等）

エ その他

（例：資格取得に対する支援等を通じて、従来女性の少なかった技術系の分野への女性の積極的登用を推進している（過去5年以内）等）

Ⅱ 仕事と家庭の両立支援

～従業員のワーク・ライフ・バランスに積極的に取り組んでいる企業～

以下のうち2つ以上に該当すること。

ア 育児・介護休業法で定める育児休業制度を7日以上取得した男性職員がいる（過去5年以内）

イ 育児・介護休業法で定める介護休業制度を7日以上取得した職員がいる（過去5年以内）

ウ 育児・介護休業法で定める短時間勤務制度を1ヶ月以上利用した職員がいる（過去5年以内）

エ 育児・介護休業法で定める所定外労働時間の免除制度を1ヶ月以上利用した職員がいる（過去5年以内）

オ 法定以上の両立支援制度を導入している

カ フレックスタイム制などの柔軟な労働時間制度を導入している

キ 育児・介護休業法で定める始業・終業時間の繰上げ・繰下げ制度（時差出勤制度）を導入している。

ク 事業所内託児施設の設置・運営をしている

ケ 在宅勤務制度を導入している

コ 従業員の育児・介護に関する相談窓口を設置している

サ 仕事と生活（育児や介護等）の調和等に関する研修会の実施や、外部研修会に従業員を派遣している

シ 従業員の仕事と家庭の両立を支援する旨公表し、従業員にも周知している

（例：経営方針や年度方針等にワーク・ライフ・バランスを推進する旨明記、次世代育成

支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定・周知・公表（※100人以下企業のみ）、やまがた企業イクボス同盟に加盟している、くるみに認定されている等）
ス その他

（例：有給の子育て休暇や介護休暇、育児・介護費用の補助、保育料の補助、貸付制度等）

Ⅲ 出産・育児・介護等により退職した女性の再雇用等

～出産・育児・介護等により退職した女性の再雇用や、女性の継続就業の支援に積極的に取り組んでいる企業～

以下のうち1つ以上に該当すること

ア 出産・育児等により退職した正職員を優先的に再雇用する制度を導入しており、再雇用した職員が正職員として登用された実績もある

イ 女性の平均勤続年数が（育児休業期間を含め）15年以上である

ウ その他

（例：出産・育児・介護等により退職した女性の能力を活用するため先進的な取り組みを行っている等）

Ⅳ 男女ともに働きやすい職場づくり

～従業員の働きやすい職場づくりに積極的に取り組んでいる企業～

以下のうち2つ以上に該当すること

ア ノー残業デーの実施など、所定外労働時間縮減のための制度を導入している

イ 時間単位の有給休暇を導入している

ウ 従業員（正社員に限る）の有給休暇取得率の平均が50%以上（申請前年度分の取得率）

エ 正社員転換制度（面接試験や筆記試験などの試験内容が明示されていること、人事評価による選考や推薦など公平な選考過程が設けられていること、正社員転換時期や転換試験実施時期が明確にされていること）を導入している

オ 勤務時間、勤務地、担当業務等について、従業員の希望を積極的に聞く制度を整備している
（例：面接・面談、アンケート等）

カ ハラスメント対策のため、担当職員（相談窓口）を配置し職員に周知している（セクシュアルハラスメント、パワーハラスメント、マタニティハラスメント、パタニティハラスメントいずれも必須）

キ 男女ともに働きやすい職場づくりに取り組む旨公表し、従業員にも周知している

（例：所定外労働時間縮減等の職場環境改善を推進する旨年度方針等に明記、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定・周知・公表（※100人以下企業のみ）等）

ク その他

（例：固定的役割分担の廃止等についての研修を実施、従業員による「職場環境改善委員会」での意見を反映し更衣室を設置、リフレッシュ休暇制度や自己啓発休暇制度等の導入等）

V 県民の結婚支援・子育て支援・若者応援・地域貢献

～県民の結婚支援・子育て支援・若者応援・地域貢献に積極的に取り組んでいる企業～

以下のうち1つ以上に該当すること

ア 県の子育て応援パスポート事業、子育てタクシー事業に協賛

イ 従業員の結婚支援を行っている

(例：県の企業間出会いサポーター制度への協力等)

ウ 過去5年以内に新たに雇用した母子家庭の母、父子家庭の父（ひとり親）が、申請時点において正社員として勤務を継続している

エ 県の若者事業に従業員が参加

オ 若者の処遇改善のため、職員の能力開発や資格取得のための費用負担、又は研修会の実施

カ 地域貢献活動の実施、又は地域貢献活動への従業員の参加支援

キ その他

(例：児童・生徒の体験学習やインターンシップを毎年継続的に受入、県教育委員会主催の「家庭教育出前講座」等の開催、新入社員1人につき2人以上の教育係を配置、失業中の若者を雇用し職業訓練の実施、メンター制度の導入、)

やまがた子育て・介護応援いきいき企業応募用紙(兼)やまがた企業イクボス同盟参加申込書

年 月 日

企業・団体等の概要	名称	ふりがな ()			
	所在地	〒□□□-□□□□			
	代表者名				
	HP アドレス				
	業 種 ※主たる業種に 1つだけ○をつ けてください	1. 建設業 2. 製造業 3. 電気・ガス・熱供給・水道業 4. 情報通信業 5. 運輸業、郵便業 6. 卸売業、小売業 7. 金融業、保険業 8. 不動産業、物品賃貸業	9. 学術研究、専門・技術サービス業 10. 宿泊業、飲食サービス業 11. 生活関連サービス業、娯楽業 12. 教育、学習支援業 13. 医療、福祉 14. 複合サービス業 15. サービス業 16. その他	従業員等 ※代表取締役等の経営 トップを除く、正社員の数 を記載し てください	計 人(内女性 人) <内訳> 役員 計 人(内女性 人) 管理職(課長相当職) 計 人(内女性 人) 役職(係長相当職) 計 人(内女性 人) その他 計 人(内女性 人)
	主たる業務概要	(既存のパンフレット等の添付で可)			
ワーク・ライフ・バランス 推進員職・氏名	所 属		電 話		
			F A X		
	職・氏名		E-mail		
<p>「やまがた子育て・介護応援いきいき企業 認定基準チェックリスト」を確認し、該当する項目(I~V)に○をつけてください(2つ以上)</p> <p>I 女性の活躍推進 II 仕事と家庭の両立支援 III 出産・育児・介護等により退職した女性の再雇用等 IV 男女ともに働きやすい職場づくり V 県民の結婚支援・子育て支援・若者応援・地域貢献</p> <p>該当数が</p> <p>2~3つ ⇨ 実践(ゴールド)企業 4~5つ ⇨ 優秀(ダイヤモンド)企業</p> <p>※優秀(ダイヤモンド)企業は、認定基準IとIIの両方に必ず該当すること。該当数が4つ以上でも、基準IとIIの両方に該当しない場合は、実践(ゴールド)企業となります。</p>					

※この用紙に記載の内容及びチェックリストの内容は、県のホームページ等に掲載し、広く公表させていただきます。

(裏面あり)

(やまがた企業イクボス同盟に加盟する場合は、□にレ点を記入してください。)

- 右記のやまがた企業イクボス同盟設立宣言趣意書に賛同し、やまがた企業イクボス同盟に加盟します。

趣意書

やまがた企業イクボス同盟 設立宣言

人口減少・少子高齢化の進行により、社会を支える生産年齢人口が減少していく中、それらを克服し、「やまがた創生」を実現するためには、これまでの社会における男女の役割分担意識などの価値観を改めるとともに、長時間労働の見直しなど、働くすべての人が仕事と家庭生活を両立できるよう、企業が率先して取り組むことが求められる。企業自らの行動が、結婚、妊娠・出産、子育て、さらには介護にも温かい社会の実現につながり、企業も社会も活性化し、さらなる本県発展にもつながっていく。

志を共にする私たちは、「やまがた企業イクボス同盟」の設立をここに宣言し、部下の仕事と家庭生活の両立を応援するイクボスとして、相互に連携しながら、ワーク・ライフ・バランスの普及拡大を進め、女性が活躍し、男性の家事・育児が当たり前になり、働きながら安心して子どもを産み育てられる社会が実現するよう、全力で取り組む。

(以下の誓約内容を確認の上、□にレ点を記入してください。)

このたびの応募にあたり、次の事項について誓約します。

- 役員等は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に関する以下の各号のいずれにも該当するものではありません。また、その経営に実質的に関与している企業、事業所、法人、団体等ではありません。
- イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- ロ 暴力団員等（同法第2条第6号に規定する暴力団員及び暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）
- ハ 役員等（法人である場合にはその役員、その支店又は営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者を、法人以外の団体である場合には代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。）が暴力団員等であるもの
- ニ 暴力団又は暴力団員等が経営に実質的に関与しているもの
- ホ 自己、その属する法人若しくは法人以外の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的を持って、暴力団又は暴力団員等をりようしているもの
- へ 暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与しているもの
- ト その他暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有するもの

様式第2号

やまがた子育て・介護応援いきいき企業登録事項変更届

年 月 日

山形県知事 殿

(企業名)

(代表者名)

先に登録した内容を変更したいので、下記のとおり届け出ます。

記

1 変更日 年 月 日

2 変更内容

変更する登録項目	変更前	変更後

様式第3号

やまがた子育て・介護応援いきいき企業辞退届

年 月 日

山形県知事 殿

(企業名)

(代表者名)

やまがた子育て・介護応援いきいき企業登録を辞退したいので、下記のとおり届け出ます。

記

辞 退 理 由	
---------	--